第四十二号の二十四様式 （第十条の二関係）

指定道路調書
（第一面）

<table>
<tr><td>整理番号</td><td>S38-406</td><td>指定道路図対照番号</td><td>406</td><td>指定道路の種類</td><td colspan="2">第４２条第１項５号</td></tr>
<tr><td>指定の年月日</td><td>昭和38年8月28日</td><td>指定道路の延長</td><td>17.60　メートル</td><td>指定道路の幅員</td><td colspan="2">4.00　メートル</td></tr>
<tr><td>指定道路の位置</td><td colspan="6">北足立郡足立町大字志木字市場１６０５</td></tr>
<tr><td>申請者の氏名</td><td colspan="6">三上博次</td></tr>
<tr><td colspan="2">水平距離指定の年月日</td><td>－</td><td>水平距離指定に係る道路の部分の延長</td><td>－　メートル</td><td>水平距離</td><td>－　メートル</td></tr>
<tr><td>水平距離指定に係る道路の部分の位置</td><td colspan="6">－</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">平成２３年１月作成

指定道路の位置は原則として指定時の地名地番を記載したものであり、現在とは異なる場合があります。</td></tr>
</table>

位置図　（この位置図は指定時の図面を表示したものであり、現在とは異なる場合があります）

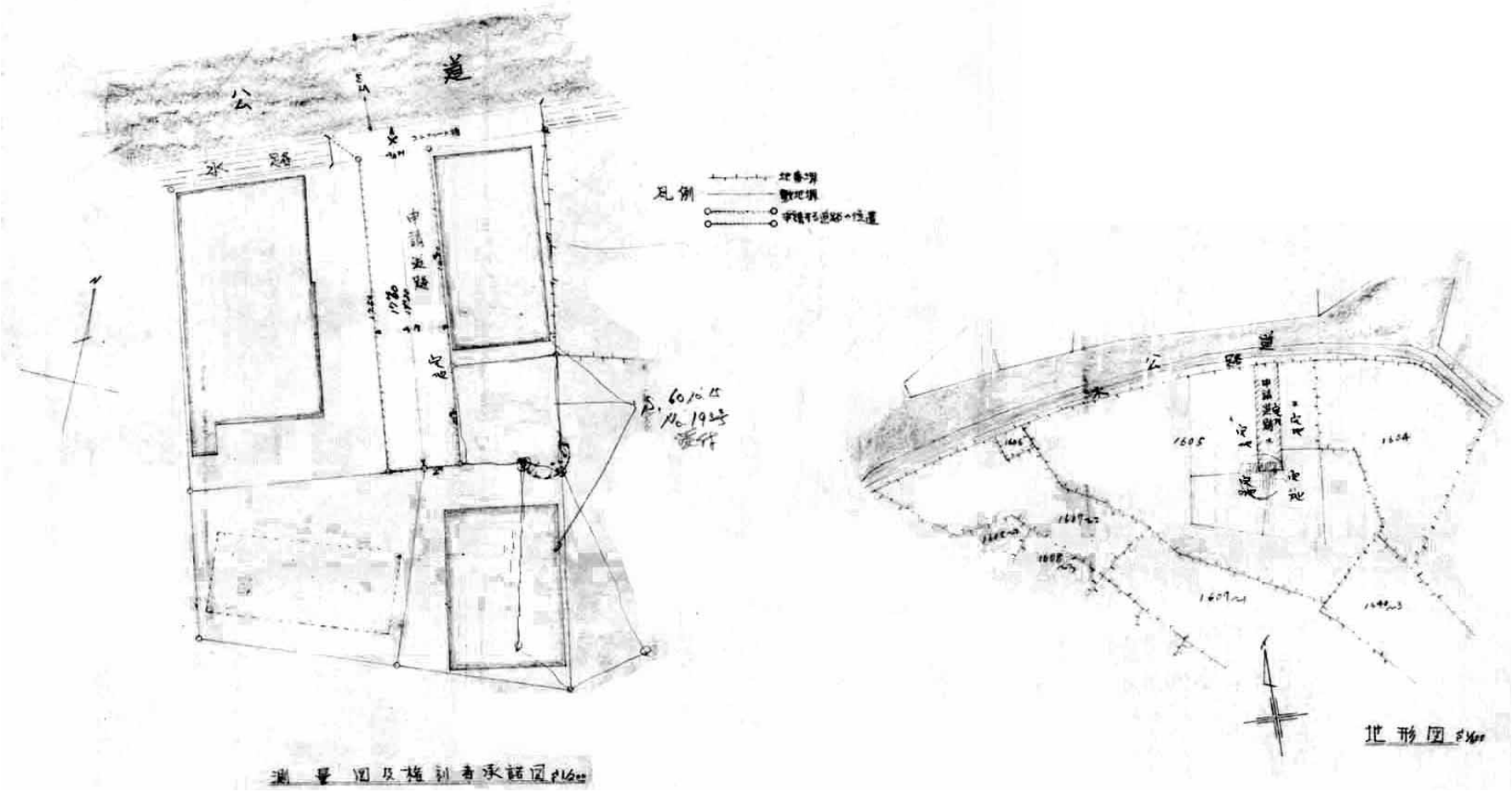

（注意）
１．「指定道路の種類」欄は、建築基準法第４２条第１項第４号の規定による指定に係る道路は「４号道路」、同法第４２条第１項第５号の規定による指定に係る道路は「５号道路」、同法第４２条第２項の規定による指定に係る道路は「２項道路」、同法第４２条第４項の規定による指定に係る道路は「４項道路」、同法第６８条の７第１項の規定による指定に係る道路は「予定道路」と記載すること。
２．「申請者氏名」欄は、建築基準法第４２条第１項第５号の規定による指定をした場合に記載すること。
３．「水平距離指定の年月日」欄、「水平距離指定に係る道路の部分の位置」欄、「水平距離指定に係る道路の部分の延長」欄及び「水平距離」欄は、建築基準法第４２条第３項の規定による水平距離の指定をした場合に記載すること。
４．位置図には、方位、縮尺、指定道路の位置、延長及び幅員並びに水平距離指定に係る道路の部分の位置及び延長並びに水平距離を表示すること。また、必要に応じて関係図面を添付すること。